

# ローカル大阪経済



## 中小企業 トピックス

### 電子遺言バンク

藤田昌三社長

大阪市北区梅田1の103 大阪駅前第3ビル

<http://www.eyuigon.com>

# 「e遺言」サービス開始へ

## 死後家族にメッセージ

八日に設立された新会社「電子遺言バンク」がインターネットを利用した「e遺言」サービスを開始する。

遺言は財産目録や預金通帳の保管場所、子供へのメッセージなどを、電子メッセージとしてサーバーで保管し、利用者の死後にキーリタイアを解除して受益人に届けるサービスだ。

生命保険商品に同サービスを付けて商品力を向上させることで、生命保険会社がシステム利用料を受け取る仕組みを提案。利用者は同社と契約している生命保険会社と保険契約する必要があるが、新たな費用は発生しない。

遺言は個人の権利保護が目的で、同社のWEBサイトから入力して保存する。一度でも印刷されたものが可能。藤田昌三社長は「法的拘束力はなく、遺産分割には一切関係ない。自分が死んでから知ってほしいことや伝えたいメッセージなどを残してもらいたい」として、「本人と関係する銀行（口座）、証券会社（株）、生命保険会社（生命保険）のeメッセージ」をe遺言サービスに活用してコミュニケーションして欲しいと話す。

「e遺言」サービスは、生命保険商品に同サービスを付けて商品力を向上させることで、生命保険会社がシステム利用料を受け取る仕組みを提案。利用者は同社と契約している生命保険会社と保険契約する必要があるが、新たな費用は発生しない。

遺言は個人の権利保護が目的で、同社のWEBサイトから入力して保存する。一度でも印刷されたものが可能。藤田昌三社長は「法的拘束力はなく、遺産分割には一切関係ない。自分が死んでから知ってほしいことや伝えたいメッセージなどを残してもらいたい」として、「本人と関係する銀行（口座）、証券会社（株）、生命保険会社（生命保険）のeメッセージ」をe遺言サービスに活用してコミュニケーションして欲しいと話す。

ビジネスモデルの説明をする藤田社長

「e遺言」サービスは、生命保険商品に同サービスを付けて商品力を向上させることで、生命保険会社がシステム利用料を受け取る仕組みを提案。利用者は同社と契約している生命保険会社と保険契約する必要があるが、新たな費用は発生しない。

遺言は個人の権利保護が目的で、同社のWEBサイトから入力して保存する。一度でも印刷されたものが可能。藤田昌三社長は「法的拘束力はなく、遺産分割には一切関係ない。自分が死んでから知ってほしいことや伝えたいメッセージなどを残してもらいたい」として、「本人と関係する銀行（口座）、証券会社（株）、生命保険会社（生命保険）のeメッセージ」をe遺言サービスに活用してコミュニケーションして欲しいと話す。

「e遺言」サービスは、生命保険商品に同サービスを付けて商品力を向上させることで、生命保険会社がシステム利用料を受け取る仕組みを提案。利用者は同社と契約している生命保険会社と保険契約する必要があるが、新たな費用は発生しない。

遺言は個人の権利保護が目的で、同社のWEBサイトから入力して保存する。一度でも印刷されたものが可能。藤田昌三社長は「法的拘束力はなく、遺産分割には一切関係ない。自分が死んでから知ってほしいことや伝えたいメッセージなどを残してもらいたい」として、「本人と関係する銀行（口座）、証券会社（株）、生命保険会社（生命保険）のeメッセージ」をe遺言サービスに活用してコミュニケーションして欲しいと話す。

大阪日日 2009. 1. 20